# 旭川市立北門中学校学校いじめ防止基本方針



平成31年4月

## 【目 次】

| はじめ        |                          |     |    |
|------------|--------------------------|-----|----|
| I UN       | じめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 |     | 1  |
| 1          | いじめの定義                   |     |    |
| 2          | いじめの防止等に関する基本的な考え方       |     |    |
| П (,       | じめ防止等のための対策の内容に関する事項     |     | 3  |
| 1          | 学校いじめ防止基本方針の策定           |     |    |
| 2          | いじめ防止等の対策のための組織の設置       |     |    |
| 3          | いじめの防止等に関する措置            |     |    |
| •          | 早期発見・事案対処マニュアル           | ••• | 8  |
| •          | いじめ発見・見守りチェックシート         |     | 9  |
| •          | 主な相談窓口                   | ••• | 10 |
| <b>Ⅲ</b> そ | の他の留意事項                  |     | 11 |
| 1          | 学校評価                     |     |    |
| 2          | 校内研修の充実                  |     |    |
| 3          | 校務の効率化                   |     |    |
| 4          | 地域や家庭との連携                |     |    |
|            |                          |     |    |
| N I        | 大事態への対処                  | ••• | 12 |
| 1          | 重大事態とは                   |     |    |
| 2          | 学校における重大事態の対処            |     |    |
| 3          | 重大事態対応フロー図               |     |    |
|            |                          |     |    |

## 【別紙資料】

Ⅴ 学校いじめ防止プログラム

<別紙> いじめの発見・観察ポイント(保護者用)

··· 13

## 学校いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、いじめは「絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうる」という意識をもち、学校、家庭、地域、諸関係機関が一体となり、一過性のものではなく、継続して、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、生徒や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針(以下「国の基本方針」という。)」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、「いじめ対策委員会」を中心とし、計画的かつ組織的に、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

## 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童(生徒)に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童(生徒)が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。また、全ての児童(生徒)がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童(生徒)の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童(生徒)が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童(生徒)の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

#### 2 いじめの理解

#### (1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(以下「法」といいます。)では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのでなく、いじめを受けた児童(生徒)や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍 する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が 行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われる ものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じ ているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。) をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

#### (2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 〇 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 〇 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- 〇 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

#### (3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの児童(生徒)にも生じ得る。
- 〇 いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在 や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童(生徒)一人一人を大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ、 学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童(生徒)の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する 態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違い を認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

#### (4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童(生徒)といじめを行った児童(生徒)との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

#### ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

#### イ いじめを受けた児童(生徒)が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において,いじめを受けた児童(生徒)がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童(生徒)本人及びその保護者に対し,心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## (5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命,心身又は財産に重大な被害が 生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余 儀なくされている疑いがあると認めるとき

## 第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

## 1 本校のいじめの実情及び31年度の目標(指

昨年度、本校でいじめと認知した事案は、10件でほとんどが悪口を言われる(いわれている気がする)、仲間はずれにされるといった内容である。2件体当たりをされるといった事案もあったが、1件の経過観察を除いては解消している。

全国学習状況調査のアンケートでは、「いじめはどんなことがあってもいけないことだと思いますか」という問いに、87.9%が「そう思う」、8.6%が「ややそう思う」 と答えている。(合計すると96.5%)

今年度は、道徳の授業を中心としたすべての教育活動を通して、いじめの解消率100%を目指す。また、「いじめははどんなことがあってもいけないことだ」というアンケートに対して、「そう思う」「ややそう思う」と回答する割合を100%に近づける事を目標として、いじめの防止と速やかな解消へ向けて取り組んでいく。

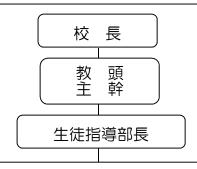
## 2 生徒が主体となった取組の推進

いじめの芽はどの生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒同士が主体的にいじめ問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

- 〇生徒会を中心に、いじめの問題等について話し合い、実態に応じた「学校いじめ防止 基本方針(生徒版)」を策定する。
- ○生活・学習 A c t サミットで協議された内容等を小・中学校で連携して共有する。
- 〇生徒会を中心とした取組を行う際に,全ての生徒が,いじめ防止の取組の意義を理解 し,主体的に参加できるよう活動の工夫を図る。
- 〇生徒が傍観者とならず、いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせる ための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

## 3 学校いじめ対策組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成



教務部長,研修部長,道徳教育推進教師,学年代表,生徒会担当者,特別支援 教育コーディネーター,情報教育担当者,養護教諭,スクールカウンセラー

> 【年間計画やいじめ防止の取組の実施等】 生徒の代表、保護者の代表、学校評議員

> > 【いじめへの対処等】

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター

- (2) 学校いじめ対策組織の役割
  - ①未然防止
    - ア)いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
  - ②早期発見•事案対処
    - ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口
    - イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や児生徒 の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
    - ウ)いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む)があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有,及び関係生徒に対するアンケート調査,聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
    - エ)いじめが解消に至るまでいじめを受けた生徒の支援を継続するため、支援内容・ 情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
    - エ)いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体
  - ③学校いじめ防止基本方針に基づく取組
    - ア)本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正
    - イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画, 計画的な実施
    - ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し

## 4 いじめ防止の取組

#### (1) いじめについての共通理解

- ア) いじめの態様や特質,原因・背景,具体的な指導上の留意点について,職員会議や校内研修において周知し,教職員全員の共通理解を図ります。
- イ)いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに,「学校いじめ防止基本方針(生徒版)」の作成を支援し,学校いじめ対策組織の存在や取組について,生徒が容易に理解できるような取組を進めます。

#### (2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ア)教育活動全体を通じた道徳教育の充実,読書活動・体験活動などの推進により, 生徒の社会性をはぐくむ取組を進めます。
- イ) 生徒の発達段階や人権教育の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進めます。
- ウ) 幅広い社会体験,生活体験の機会を設け,他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進めます。

#### (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

ア)いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努めます。イ)教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

#### (4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- ア)教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めるよう努めます。
- イ) 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ウ) 自己有用感や自己肯定感,社会性などは,発達段階に応じて身に付いていく ものであることを踏まえ,小・中学校間で連携した取組を進めます。

## 5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを 装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識 し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじ めを軽視することなく、積極的に認知します。

学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- ①日常の観察やふれあい活動,定期的なアンケート調査,「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用,教育相談の実施などにより,いじめの早期発見に努めるとともに,生徒が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。
- ②生徒及び保護者に保健室(養護教諭)や相談室(スクールカウンセラー等)の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

# いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 氏名

北門中学校いじめ対策組織

| 朝の会・帰りの会 | □遅刻・欠席・早退が増えた。<br>□顔色,雰囲気などが普段の様子と違う。<br>□表情がさえない,おどおどしている,うつむいていることが多い。<br>□イライラして,物にあたる。  |
|----------|---|
| 授業の開始時   | □一人遅れて教室に入る。<br>□泣いていたり、泣いた形跡がある。<br>□机の上や中が汚されている。<br>□机や椅子が乱雑にされている。<br>□周囲が何となくざわついている。<br>□座席が替わっている。   |
| 授業中      | □特定の児童(生徒)の名前が何度も話題になる。<br>□グループ分けや班活動で孤立しがちである。<br>□配付物がきちんと配られない。<br>□発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。<br>□冷たい視線が注がれる。<br>□教科書やノートに落書きされる。<br>□保健室に頻繁に行こうとする。   |
| 休み時間     | □職員室や保健室に頻繁に行く。<br>□先生の近くに居ることが多い。<br>□特定の児童(生徒)を避ける動きが見られる。<br>□一人でぽつんとしている。<br>□特定の児童(生徒)を囲むように児童(生徒)が集まる。<br>□遊びでいつも苦しい立場に立たされる。<br>□格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。<br>□侮蔑の言葉が特定の児童(生徒)に対して向けられる。<br>□集団でトイレに行って、なかなか出て来ない。 |
| 昼食(給食)時  | □配膳すると嫌がられる。<br>□食べ物にいたずらされる。<br>□望まないおかずを多く盛られる。<br>□食べ物を他人に取られる。<br>□グループから外れて一人で食べる。   |
| 清掃時      | □嫌な作業をいつもやらされる。<br>□最後まで一人で作業をやらされる。  |
| 放課後(部活動) | □急いで一人で帰る。<br>□先生に何か言いたそうにしている。<br>□他の児童(生徒)の分まで荷物を持たされる。<br>□部活動の後片付けを一人でやっている。<br>□部活動を休みがちになる。   |
| その他      | □成績が急に下がる。<br>□服が汚れていたり、不自然な乱れがある。<br>□理由がはっきりしていないあざや傷がある。<br>□日記、作文、絵画、答案等に気になる表現や描写がある。<br>□持ち物に落書きされたり、靴や傘を隠されたりする。<br>□教室の壁や掲示物に、あだ名や悪口などを落書きされる。<br>□悪口を言われても、愛想笑いをする。<br>□人権を無視したようなあだ名を付けられる。               |

- 生徒のささいな変化に気付き、気付いた情報は抱え込まず、学校いじめ対 策組 織において確実に共有し、速やかに対応を!
  ◆ 日常の児童(生徒)とのふれあいを大切に!
- ・ 気付いたことを、5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)で付箋用紙等にメモして共有を図るなど、学校全体で早期発見を!

## 主な相談窓口

## ◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間>

月·木 8:45~20:00 火·水·金 8:45~17:15

## ◆子ども相談支援センター(北海道教育委員会)

<電話番号>

0120-3882-56

<受付時間>

毎日24時間

## ◆子どもの人権110番(旭川地方法務局)

<電話番号>

0120-007-110 (ぜろぜろなな の ひゃくとおばん)

〈受付時間〉

月~金 8:30~17:15

## ◆少年相談110番(北海道警察本部)

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

月~金 8:45~17:30

## ◆旭川法務少年支援センター(旭川少年鑑別所)

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

月~金 9:00~16:00

## ◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

月~金 9:00~17:00

## ◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合の良い日時をお知らせください。

旭川市立北門中学校 TEL51-1431

## 6 いじめへの対処

#### (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア)遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- イ) いじめを受けた生徒やいじめを知らせてくれた生徒の安全を確保します。対策 組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」 の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないよう見守ります。
- ウ)生徒の生命,身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは,直ち に警察等関係機関と連携し,適切な援助を求めます。

#### (2) いじめを受けた児童(生徒)及びその保護者への支援

- ア) いじめられた生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- イ) いじめを受けた生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保します。
- ウ) 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーターなど外部専門家 の協力を得て対応します。

#### (3) いじめを行った児童(生徒)への指導及び保護者への助言

- ア) いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い, いじめがあったことが確認された場合, いじめを止めさせ, その再発を防止します。
- イ) いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の 発達に向けた指導を行います。
- ウ)事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保 護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

#### (4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ア) いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- イ) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶 しようという意識を深めます。

## 7 いじめの解消

学校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為がやんでいる状態が相当期間(目安として少なくとも3か月程度)継続していることや、その時点でいじめをうけた生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

- 〇いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」を活用するなど、生徒や学級等の観察を注意深く続けます。
- ○いじめが解消していない段階では、いじめられた生徒を徹底的に守り通し、安全・ 安心を確保します。

## 早期発見・事案対処マニュアル

#### 【いじめの把握・報告】

- <いじめの把握>
  - いじめを受けた児童(生徒)や保護者
  - 〇 学級担任
  - 児童(生徒)アンケート調査や教育相談
- スクールカウンセラー(SC)
- 学校以外の関係機関や地域住民
- その他

- <いじめの報告>
  - 把握者→(学級担任等)→生徒指導担当者→教頭→校長

#### いじめ対策組織会議の開催



#### 【事実確認及び指導方針等の決定(いじめ対策組織)】

□事実関係の把握

口いじめ認知の判断

口指導方針や指導方法の決定

口対応チームの編成及び役割分担

口全教職員による共通理解

□SCや関係機関との連携の検討

## Ţ

#### 【教育委員会への報告】

#### 【いじめ対策組織による対処】

- いじめを行った児童・生徒及び保護者への指導・助言 ○ いじめを受けた児童(生徒)及び保護者への支援
- 周囲の児童・生徒への指導
- スクールカウンセラーの派遣要請

○ 周囲の児童(生徒)や保護者

○ 養護教諭等学級担任以外の教職員

○ 関係機関への相談(教育委員会,旭川市子ども総合相談センター,旭川児童相談所,警察等)

#### いじめを受けた児童(生徒) いじめを行った児童(生徒) 周囲の児童(生徒) 口いじめは,他者の人権を侵 □いじめを傍観したり、はや □組織体制を整え, いじめを 止めさせ,安全確保及び再 す行為であり、絶対に許さ し立てたりする行為は許さ れないことや、発見したら 発を防止し, 徹底して守り れない行為であることを自覚 学 周囲の大人に知らせること 通す。 させる等,謝罪の気持ちを □いじめの解消の要件に基づ 醸成させる。 の大切さに気付かせる。 口不満やストレスを克服する 校 き,対策組織で継続して注 口自分の問題として捉え, い 視するとともに, 自尊感情 力を身に付けさせる等, い じめをなくすため, よりよ を高める等, 心のケアと支 じめに向かうことのないよ い学級や集団をつくること 援に努める。 う支援する。 の大切さを自覚させる。 □家庭訪問等により、その日 □迅速に事実関係を説明し, 口当該児童(生徒)及び保護者 のうちに迅速に事実関係を 家庭における指導を要請す の意向を確認し、教育的配 家 説明する。 慮の下,個人情報に留意し、 必要に応じて今後の対応等 口今後の指導の方針及び具体 口保護者と連携して以後の対 庭 的な手立て, 対処の取組に 応を適切に行えるよう協力 について協力を求める。 ついて説明する。 を求めるとともに継続的な 助言を行う。

○ いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断



#### 【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
  - □事実の整理,指導方針の再確認
  - ロスクールカウンセラーなど外部の 専門家等の活用
- 〇 学校体制の改善・充実
  - 口生徒指導体制の点検・改善
  - □教育相談体制の強化
  - □児童(生徒)理解研修や事例研究等, 実践的な校内研修の実施
- 教育内容及び指導方法の改善・充実
  - □児童(生徒)の居場所づくり、絆 づくりなど、学年・学級経営の
  - □道徳の時間の充実等, 児童(生徒) の豊かな心を育てる指導の工夫
  - □分かる授業の展開や認め励まし 伸ばす指導, 自己有用感を高め る指導など,授業改善の取組
- 〇 家庭, 地域との連携強化
  - □教育方針等の情報提供や教育 活動の積極的な公開
  - 口学校評価におけるいじめの問 題の取組状況や達成状況の評
  - 口児童(生徒)のPTA活動や地域 行事への積極的な参加による 豊かな心の醸成

## 8 いじめの重大事態への対応

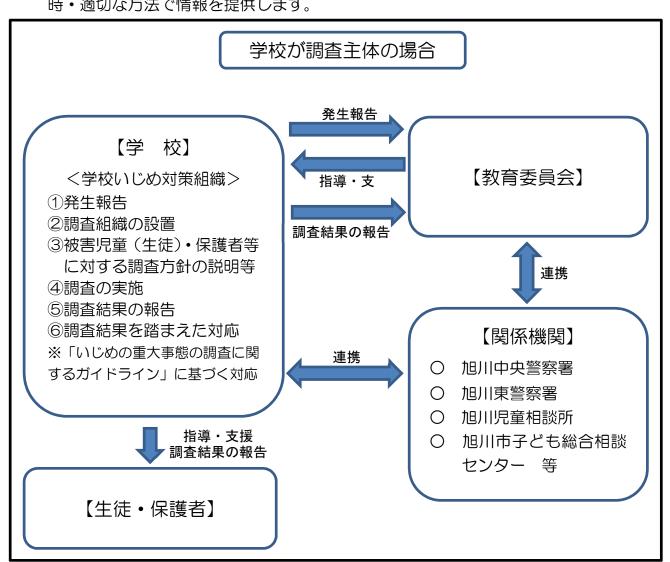
#### 1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命,心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀 なくされている疑いがあると認めるとき。
- (3) 児童(生徒) や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。
  - \*重大事態か否かの判断は、「いじめ防止対策推進法」や「国の基本方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考にする。

#### 2 学校における重大事態への対応

学校は、いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に 関するガイドライン」に沿って速やかに対処する。

- ○重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告します。
- ○教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、既存の学校いじめ対策組織に該当重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施する。
- ○重大事態に至る原因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にする。
- 〇調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供します。



## 9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

学校は,関係機関や保護者,地域等と連携して,いじめの防止等に関する取組を実施します。

- 〇学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム)の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努めます。
- 〇いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター(警察経験者)等の外部専門家を加えて対応する。

## 10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連

学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、 情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- 〇日常的,計画的に情報モラル教育を進めるとともに,保護者に対して啓発を行います。
- ○学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努めます。
- ○不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除 を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を 求めます。

#### 保護者の役割

〇保護者は、その保護する生徒の発達段階を踏まえ、生徒の能力や日常生活に見合ったインターネットの使い方を考えることが大切です。その際、生徒が納得できるルールを決めることや、ルールを守れなかったときの対応について話し合うことが重要です。

〇保護者は、その保護する生徒に SNS の利用を認める場合は、自他の個人情報を公開しないことや、自分が言われて嫌なことや、悪口を書きこまないこと、SNSで知り合った人と会わないことなどを指導することが必要です。

# 学校いじめ防止プログラム

は, 未然防止の取組



|       | 4月   | 5月  | 6月  | 7月   | 8月  | 9月  |
|-------|--|---|---|--|---|---|
| 教職員   | ○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校いじめ防止基本方針の学校ホームページでの公開・児童(生徒),保護者への説明内容の検討  ○生徒に関わる学校間の情報交流(授業参観等)  ○かれ合い活動の推進 (通年)  ○学校ネットパトロール ○生会議 (毎月実 | 〇学校いじめ防止対策組織会議・校内研修(1)の内容の検討及び準備、運営・いじめ撲滅集会の計画及び運営・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討 | ○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(2)の内容検討及び準備,運営 ・アンケートの集計,分析  ○校内研修(2) ・教育相談の在り方 ※講師:スクールカウンセラー | ○学校いじめ防止対策組織会議 ・ほっと、Q-U等、各種調査の実施方法の確認 ・1学期の取組の点検・評価 ・2学期の重点の検討  ○生徒に関わる学校間の情報交流(授業参観等) | ○学校いじめ防止対策組織会議・「ほっと、Q-U等,各種調査の結果の分析  ○「旭川市生徒指導研究協議会」への参加              | 〇学校いじめ防止対策組織会議<br>・旭川市生徒指導研究協議会<br>の内容についての還流     |
| 児童生徒  | ○学校いじめ防止基本方針の説 ○学習及び生活の基礎づくり ・学習規律、学習習慣 ○いじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口 ・「子ども版市長への手紙」   | ○いじめ防止の理解を深める学習①(学級活動・道徳の時間) ○全校集会の実施・いじめ撲滅宣言等                        | ○児童(生徒)アンケート調査①  ○道教委いじめアンケート調査①  ○中連生活部6月研修会の参加(中学校)                               | 〇各種調査の実施<br>・ほっと、Q-U等  | 議会」への参加  〇生活・学習Actサミットへの参加 (中  〇学習及び生活の基礎づくり・学習規律、学習習慣・絆・居場所のある学級・学年経 | 〇いじめ防止の理解を深める<br>学習(学級活動・道徳の時間)<br>〇いじめアンケート②(校内) |
| 家庭・地域 | ○保護者懇談会 ・学校いじめ防止基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関わる啓発  ○学校いじめ防止基本方針 の学校HPでの公開  ○チェックリストの活用(通年)                                      |   | ○学校評議員会<br>·学校いじめ防止基本方針<br>等の説明   | 〇1学期の取組の状況<br>等についての公表<br>・学校だより   | 〇「旭川市生徒指導研究協<br>議会」への保護者の参加呼びかけ                                       |   |

|       | 10月   | 11月  | 12月  | 1月   | 2月  | 3月   |
|-------|---|--|--|--|---|--|
| 教職員   | ○学校いじめ防止対策組織会議・道徳の一斉授業の内容の検討及び準備,運営           | 〇学校いじめ防止対策組織会議 ・アンケート調査の取りまとめ及び結果の分析 ・学校評価における点検項目についての検討 ・校内研修(3)の内容の検討及び準備、運営  ○校内研修(3) ・生徒理解研修② | 〇学校いじめ防止対策組織会議・2学期の取組の点検・評価・3学期の重点の検討  ○学校評価・いじめの防止等に関わる取組にいての点検 | 〇学校いじめ防止対策組<br>織会議<br>・学校評価の結果の分析                                | 〇学校いじめ防止対策組<br>織会議<br>・1年間の取組についての点<br>検・評価 | 〇学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価等を踏まえた、学校いじめ防止基本方針等の見直し ・新年度における学校いじめ防止プログラムの作成  ○校下小中学校との連携 ・進学に伴う情報交換等 |
|       | 〇教育相談②       〇児童(生徒)アンケート調査②                  | 〇保護者懇談(3年は進路懇<br>談)  | 〇生徒に関わる学校間の情報交流(授業参観等)   |  |   |  |
| 児童生徒  | 〇道徳の一斉授業等  〇生徒会  〇生活・学習Actサミットを受けた小・中学校連携した取  | 〇道教委いじめアンケート調<br>査②  | 〇中連生活部12月研修会<br>における取組の報告  | ○学年集会の実施 ・いじめ防止に係る取組 等  ○学習及び生活の基礎づくり ・学習規律、学習習慣 ・絆・居場所のある学級・学年経 | 〇いじめアンケート③(校内)                              |  |
| 家庭・地域 | 〇学校評議員会 ・2学期の取組についての説明  〇ネット安全教室への保護 者の参加呼びかけ |  | 〇2学期の取組の状況<br>等についての公表<br>・学校だより<br>・参観日 等                       | 〇学校評議員会 ・1年間の取組状況の説明 ・次年度の学校いじめ防止基本 方針に関わる協議                     | ○学校関係者評価の実施                                 | ○3学期の取組の状況<br>等についての公表<br>・学校だより<br>・参観日 等   |

## いじめの発見・観察ポイント(保護者用)

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、保護者に心配をかけたくない、 いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるな どと考え、事実を隠そうとすることにあります。

しかし、いじめられているお子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の 様子を丁寧に観察していれば、いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生や学年 の先生などに相談しましょう。

# 第1段階 観察しましょう 口「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。 口兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。 口保護者への反発が強くなる。 口食欲がない。 口寝言などでうなされることがある。 口勉強に身が入ってないように見える。 口帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。 口最近, よく物をなくす。 口学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い、具体的に答えない。 ロメールやブログ等を今まで以上に気にする。 口友達から呼び出される。 □頭痛,腹痛を訴え,登校を渋る。 口学校のノートや教科書を見せたがらない。(\*教科書への落書き、破れ) 口保護者の前で宿題をやろうとしない。(\*プリントへの落書き、破れ) 口学校行事に来ないでほしいと言う。 口学校からのプリントを見せない。 口放心状態でいることがよくある。 口何もしていない時間が多い。 口倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる。 □無理に明るく振る舞っているように見える。

| 第2段階 いじめられている可能性を疑い,学校に相談しましょう      |
|-------------------------------------|
| 口「行ってきます」「ただいま」を言わない。               |
| 口気分の浮き沈みが激しい。                       |
| 口兄弟姉妹にあたることが増える。                    |
| 口理由もなくイライラする。                       |
| 口食欲が無くなり、家族と一緒に食事をしない。              |
| 口成績やテスト結果が急に下がる。                    |
| 口制服や衣服の汚れが顕著になる。                    |
| 口物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。         |
| 口学校のことを詳しく,具体的に聞こうとすると怒る。           |
| ロメールやブログ等を見ようとしない。                  |
| 口いたずら電話がよくかかってくる。                   |
| 口ちょっとした音に敏感になる。                     |
| 口友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。            |
| 口親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。             |
| 口学校や友達の話題を避けるようになる。                 |
| 口持ち物への落書きがある。                       |
| 口衣服、制服、靴などを親の知らないところで自分で洗う。         |
| 口原因不明の頭痛, 腹痛, 吐き気, 食欲低下等の身体症状が見られる。 |
| 口登校を渋る。                             |
| 口身体を見せたがらない。                        |
| 口外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。           |
|                                     |
|                                     |
| 第3段階 学校と連絡を取り合って対応しましょう。            |

| 第3段階 学校と連絡を取り合って対応しましょう。         |
|----------------------------------|
| 口急に誰かを罵ったりする。                    |
| 口かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。         |
| 口身体に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする。      |
| 口身体にマジックによるいたずらがある。              |
| □急に友達関係が変わる。                     |
| 口友達から頻繁に呼び出される。                  |
| 口学校と家庭で話す内容に食い違いがある。             |
| 口悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。          |
| 口部活動を休むことが多くなり、急にやめると言い出す。       |
| 口学校を転校したいと言い出す。                  |
| □金遣いが荒くなったり、保護者の金を持ち出したりするようになる。 |
| 口以前では考えられないような非行行動が見られる          |

口自傷行為(リストカット等)に及ぶことがある。

□日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。